



令和3年11月30日
自動車局審査・リコール課

人工知能（AI）等を活用した自動車の完成検査を可能にします。

～自動車型式指定規則及び完成検査実施規程の一部改正について～

国土交通省では、自動車メーカー等が行う完成検査について、人工知能（AI）等を活用した自動化を可能とするための法令整備を行います。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）が定める自動車型式指定制度においては、自動車の製作者等は、その製作した自動車を一台毎に検査（完成検査）することとされています。

近年、生産年齢人口の減少、労働者の働き方の多様化が進み、人材の確保が困難となりつつある中、人工知能（AI）等を活用した完成検査の自動化は、完成検査を行う職員（完成検査員）の育成の負担の軽減や完成検査の合理化のみならず、より精緻な作業管理による品質管理の一層の高度化や完成検査等における不適切な取扱いの防止にも資することが期待されます。

また、成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）においても、完成検査員が行っている検査をAI等で代替することが可能となるよう、制度改正を行うことが盛り込まれたところです。

今般、自動車型式指定規則等を改正し、AI等を活用した完成検査の自動化を可能とします。

1. 主な改正の概要

（1）自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）

自動車メーカー等がAI等を活用した方法で自動的に検査を行う器具（告示で定める基準に適合する自動車検査用機械器具）を用いて実施すると届け出た完成検査項目については、完成検査員による検査を行わなくてよいこととする。

（2）完成検査実施規程（平成30年国土交通省告示第1168号）

（1）のAI等による自動車検査用機械器具の基準を、以下のとおり規定する。

- ① 完成検査員と同等以上の精度を有していること
- ② 異常を検出し、その場合には自動で停止すること
- ③ 完成検査の結果を自動で記録できること
- ④ 管理責任者を選任するとともに、その管理規程が明確に定められていること

2. 公布・施行

公 布 : 令和3年11月30日

施 行 : 公布日

【問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 真下・金子

代表 : 03-5253-8111 (内線 42303、42324)

直通 : 03-5253-8596 FAX : 03-5253-1640